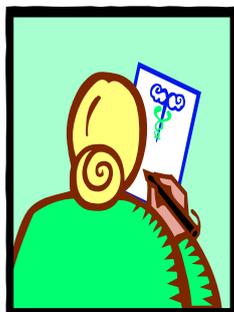


シリーズ その10 遺言

《この項では公正証書遺言作成について必要なものを述べます。》



①遺言者本人の**実印と印鑑証明書**【本人の確認のために必要】

②遺言によって渡す**財産の明細書**（土地、建物の場合は登記簿謄本と**評価証明書**）
【正確に記載する必要があると同時に手数料算定基礎】

③**立会証人2名の住所、氏名、生年月日、職業**を書いたメモと**印鑑**（実印でなくてもよい）【正確に記載するため必要】

* この立会証人は、遺言者の精神状態が正常で、その自由な意思によって遺言が述べられことなど遺言公正証書が正しい手続きにしたがって作成されたものであることを立会するものです。

④財産貰う人が**相続人**である場合**戸籍謄本**、その他の人は**住民票**

* 遺言の内容が「相続させる」という場合、貰う人が**相続人であることの確認**のために必要

⑤遺言執行者や祭祀主宰者を決める必要がある場合にはその者の住所、氏名、生年月日を書いたメモ【正確に記載するため必要】

⑥**手数料**【貰う**財産の時価**が目的価格となります。財産を貰う人が2名以上の場合は各人の計算になります】



《遺言による財産処分に関する文言》

遺贈とは遺言によって財産を貰う人に単独行為でする財産の無償譲与で、死亡によって効力を生じる。

1, ……に**遺贈**する。

・**包括遺贈**…積極、消極の**相続財産の全部または分数、割合**による遺贈。

【例 遺産の全部とか半分とか3分の1を遺贈する。】

・**特定遺贈**…**具体的な財産**を目的とする遺贈。

【例 ○○に高知市△△番□の宅地150㎡を遺贈する。】

2, ○○に**相続させる**。遺産分割方法の指定と解されています。

3, **相続分の指定**

遺言者の意思に基づき**共同相続人中の一定の者に法定相続分と異なる割合**を指定する場合

例 …妻に4分3を相続させる。

4, **分割方法の指定**

現物分割…個々の財産の形状、性質を変更することなく相続人に移転する方法

例…土地と建物は妻と長男が各2分1、定期預金は長女に相続させる。

換価分割…**遺産を換価処分**して分配する方法

